



豊監公表第19号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市教育長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和4年（2022年）12月27日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	松 下 三 吾
同	木 村 真

令和4年(2022年) 12月8日

豊中市監査委員 様

豊中市教育長 岩元 義継

## 地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

## 記

## 1 (監査実施日 令和3年11月30日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
教育総務課	学校給食費の徴収事務について 市長の権限に属する事務について、「豊中市学校給食費徴収規則」では、学校給食費の徴収に関する事務は、教育委員会事務局長及び教育委員会事務局学校給食課に所属する職員に補助執行させる（第6条）と規定されており、これに基づき事務を執行されているが、「教育委員会等に対す	関係部局との調整の結果、「教育委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則」の改正があり、「豊中市学校給食費徴収規則」との整合性が図られた。

	<p>る事務委任及び補助執行に関する規則」では、教育委員会の所掌に係る収入に関する事務は、教育長に委任する（第3条第1号）と規定されており、両規則間の整合を図る必要があると思慮されるため、関係部局と協議し、対応を図られたい。</p>	
--	--	--